

ひだまり指定通所介護事業所重要事項説明書

【 指定地域密着型通所介護・指定通所型サービス現行サービス型 】

1. 事業者

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人ひだまり |
| (2) 法人所在地 | 愛知県半田市有楽町2丁目221番地の2 |
| (3) 電話番号 | 0569-84-3338 |
| (4) FAX 番号 | 0569-84-3317 |
| (5) 代表者 | 部田 かね代 |

2. 事業所概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定地域密着型通所介護 |
| (2) 事業の目的 | 当事業所は、指定通所型サービス現行サービス型と一体的に運営し、介護保険法の規定に基づき、利用者が、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型通所介護計画に基づき必要な日常生活上の援助等を行い、心身機能の維持が出来るようサービス提供を行うことを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | ひだまり指定通所介護事業所 |
| (4) 事業所所在地 | 愛知県半田市清水北町3番地1 |
| (5) 電話番号 | 0569-26-3835 |
| (6) FAX 番号 | 0569-84-3035 |
| (7) 介護保険事業所番号 | 2372400396 |
| (8) 管理者氏名 | 部田 篤志 |
| (9) 運営方針 | ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場にたちながら、他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者、地域との連携に務めます。明るく家庭的な雰囲気の中で、丁寧なサービスの提供を心がけるとともに、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。 |
| (10) 利用定員 | 10名 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 通常の実施地域 | 半田市内 |
| (2) 利用日及び利用時間 | |
| ・利用日 | 月～金曜日（8月13日～8月15日・12月28日～1月5日・祝祭日を除く） |
| ・利用時間 | ☐ 9:00～16:10 |
| | ☐ 10:00～15:10 |
| | ☐ その他 |

4. 職員体制

		業 務 内 容
管理者	1名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。介護計画の作成
生活相談員	1名以上	利用者及び家族等からの介護に関する相談及び援助を行なう。地域密着型通所介護計画の作成及び実施状況の記録、関係機関との調整を行う。
機能訓練指導員	1名以上	地域密着型通所介護計画に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行なう。
介護職員	1名以上	地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の支援を行なう。

5. 当事業所が提供する内容と料金

サービスは、指定通所型サービス現行サービス型と一体的に提供します。

- (1) 内容
- ①日常生活介助（排泄・入浴・更衣・移動・移乗・服薬・昼食（刻み食等）・おやつ・飲み物）
 - ②入浴（一般浴にて、洗身及び洗髪等の介助）
 - ③機能訓練（各種体操・個別、集団訓練等・日常生活動作低下防止のための訓練・外出等）
 - ④健康管理（来所持、体温、血圧などの測定をし健康状態のチェック・月1回体重測定）
 - ⑤レクリエーション（造形・絵手紙教室等、趣味・趣向に応じた創作活動）
 - ⑥送迎（事業所が所有する車にて、利用者の居宅と事業所までの往復）
 - ⑦相談等（必要に応じ、各機関と連携をとり、適宜対応）
- (2) 料金
- 指定地域密着型通所介護及び指定通所型サービス現行サービス型利用料につきましては、別紙利用料金表のとおりです。
- ※ 介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
- ※ 利用者負担の軽減などの措置を受けられる場合は、その額によります。
- (3) その他
- 日常生活に要する費用で利用者の負担が適当である場合は、実費を徴収します。

6. 利用料金のお支払方法

原則として毎月末日を締めとし、翌月の20日（20日が土・日・祝日の場合はその翌日）に各自指定の郵便局口座より自動引き落としとさせていただきます。

支払い方法等の相談は事務局へお願いします。

7. 利用の中止、又は変更について

- (1) 利用者は、利用を中止又は変更される場合、利用予定日の前日の午後4時まで（前日が休日の場合はその前日の当事業所営業日まで）もしくは、当日朝8時までに連絡があれば、料金を負担することなく中止することができます。
- (2) 事業者は、利用予定日の前日までに連絡されずにサービスの利用を中止又は変更をされた場合、料金の一部を請求する権利を有します。

8. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
住所などに変更があった場合は速やかにお知らせ下さい。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者 及び家族にその内容の説明を行ない、同意を得た上で交付します。
- (3) 地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結した日から5年間保存します。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

連絡先	氏 名	続柄 ()
	住 所	
	TEL	
主治医	病 院 名	
	住 所	
	TEL	

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅介護支援事業所などに連絡を行うとともに必要な措置を講じ、原因を解明し再発を防ぐための対策を、管理者をはじめとする各職員が、その都度対応するものとします。また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、下記により速やかに損害賠償を行ないます。

- *保険会社名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- *加入保険名 しせつの損害補償

11. 非常災害対策

当事業所は、「ひだまり指定通所介護消防計画」にのっとり平常時から設備点検、防災上の指導を行い適切な対応が行えるようにします。

- (1) 防災設備
全室火災報知器・消火器
- (2) 防災訓練

「ひだまり指定通所介護消防計画」にのっとり、年1回以上昼間を想定した訓練を実施します。

1 2. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 3. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長（生活相談員） 大橋 典子
- (2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。

1 4. 身体拘束について

- (1) 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (2) ただし、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、下記の必要最小限の範囲内で行うことがあります。
① 切迫性（生命に危険） ②非代替性（拘束以外介護方法がない） ③一時性（拘束が一時的）

1 5. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為
- (4) ハラスメントが発生した場合、即座に対応し、同案件が発生しないための再発防止策を検討します。
- (5) 従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
- (6) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 地域との連携について

- (1) 地域との連携を行い、サービスの質の向上を図るために、運営推進会議を設置します。
- (2) 構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催します。
- (3) 運営推進会議において活動状況を報告し、会議の内容、評価、要望、助言についての記録を作成し、公表します。

17. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 災害が発生した場合は、可能な範囲において、利用者の安否の確認、心身の状況等の把握に努め、その内容を市に報告するとともに、市が行う利用者等への支援に協力します。

18. 苦情の受付について

- (1) 当事業所での苦情受付

提供した地域密着型通所介護に係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。対応内容に基づき、必要に応じて関係機関への連絡調整を行なうとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告をします。

- ・苦情受付時間 当事業所活動日の月～金 9：00～17：00
・苦情受付担当者 管理者 部田 篤志

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・半田市高齢介護課 愛知県半田市東洋町2-1
〔 TEL0569 (21) 3111 〕
- ・国民健康保険連合会 愛知県名古屋市東区泉1-6-5
〔 TEL 052 (962) 1308 〕

19. 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で個人情報を用いませぬ。
- (3) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由

なく、第三者に漏らしません。

(4) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

20. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- (1) 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
- (2) いったん施設に在所いただいた場合、ご自分で外出されるのはご遠慮ください。
- (3) 居室・設備・器具などは、利用者の共用物のため、きれいに利用するよう心がけて下さい。
- (4) 施設内での特定の宗教活動及び政治活動をされた場合は、利用を見合わせていただきます。
- (5) 利用者が他に感染の恐れのある病気罹患した場合には、速やかに連絡をお願いします。

地域密着型通所介護事業の提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ひだまり指定通所介護事業所

説明担当者名 生活相談員 大橋 典子

私は、本書面に基づいて事業者から、重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護事業の提供開始に同意しました。

【利用者】 住所 _____

氏名 _____

【代筆者】 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

(代筆理由) _____

【代理人】 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)